

# 農林水産委員会

## 委員一覧（20名）

委員長	中谷 智司	(民主)	小川 勝也	(民主)	白浜 一良	(公明)
理事	郡司 彰	(民主)	金子 恵美	(民主)	横山 信一	(公明)
理事	徳永 エリ	(民主)	松浦 大悟	(民主)	山田 太郎	(みん)
理事	野村 哲郎	(自民)	岩井 茂樹	(自民)	平山 幸司	(生活)
理事	山田 俊男	(自民)	岡田 直樹	(自民)	紙 智子	(共産)
一川 保夫	(民主)	加治屋 義人	(自民)	舟山 康江	(み風)	
岩本 司	(民主)	長谷川 岳	(自民)			(25.3.19 現在)

### （1）審議概観

第183回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願2種類2件は、いずれも審査未了となった。

#### 〔法律案の審査〕

**水産加工業施設改良資金融通臨時措置法**の一部を改正する法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が水産加工資金の貸付けの業務を行うことができるようにするため、現行法の有効期限を平成30年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

委員会では、水産加工資金制度の成果と法律延長の意義、被災地水産加工業の復興対策、TPPの水産業への影響等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案**は、国際的協調の下で対外債務の負担の軽減を図ることとされている国について、その負担の軽減を図るために、これらの国

の政府に対して我が国が有する米穀の売渡しに係る債権の全部を免除するための措置を講じようとするものである。

委員会では、本法律案の提出に長期間要した理由、今後の食糧援助における米延払法の位置付け、債権免除を農林水産省予算で経理する理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法**の一部を改正する法律案は、平成32年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、市町村が新たに同年度までの間における特定間伐等促進計画を作成することができるようになるとともに、都道府県知事による特定増殖事業計画の認定について定め、当該認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間等に関する特例措置を講じようとするものである。

委員会では、森林吸収源対策において現行法が果たしてきた役割の評価、造林用苗木生産の在り方、国産材の需要拡大策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

食品の製造過程の管理の高度化に関する

る臨時措置法の一部を改正する法律案は、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、現行法の有効期限を平成35年6月30日まで延長するとともに、食品の製造過程の管理の高度化の基盤となる施設及び体制の整備に関する計画の認定制度を設けようとするものである。

委員会では、食品製造事業者におけるHACCP導入の現状と評価、HACCP認証マークに対する消費者認知度向上のための施策、HACCPシステムが食品の輸出促進に果たす役割等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

#### 〔国政調査等〕

第182回国会閉会後の1月24日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、加工原料乳補給金単価の算定に円安等に伴う生産コスト増を反映させる必要性、直接支払の導入等の畜産・酪農経営安定対策の抜本的見直しを検討する必要性、「畜産経営力向上緊急支援リース事業」の積算根拠と生乳消費拡大策の必要性、肉用子牛生産者補給金制度における乳用種の保証基準価格を引き上げる必要性、新マルキン事業（肉用牛肥育経営安定特別対策事業）における補てん割合の根拠、配合飼料価格安定基金の財源の見通し及び運営方針、TPP参加に伴う国内農林水産業への影響の試算公表の見通し等について質疑を行うとともに、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

3月19日、平成25年度の農林水産行政の基本施策について、林農林水産大臣から所信を聴取し、3月21日、これに対し、TPP交渉参加表明に対する所見、TPP交渉参加表明がWTO農業交渉に悪影響を及ぼすことへの懸念、TPP影響試算における計算方法の妥当性、TPP交

渉における国益を明確にする必要性、ウルグアイ・ラウンド農業交渉が関税収入に与えた影響と同農業合意関連対策の事業規模の根拠、戸別所得補償制度の見直しの方向性、「攻めの農林水産業の展開」の究極的な目的、搬出間伐を切捨間伐に見直すことの妥当性、トド及びゼニガタアザラシによる漁業被害対策と補償の必要性等について質疑を行った。

4月18日、農林水産に関する調査を議題とし、政府に対し、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議を行った。

5月9日、予算委員会から委嘱された平成25年度農林水産省予算の審査を行い、TPP参加が地域経済へ大きな影響を及ぼすことへの懸念、農業分野における日ロ協力の推進、農地保有合理化法人及び農地利用集積円滑化団体と「県農地中間管理機構（仮称）との相違、「人・農地プラン」が策定される市町村の範囲を越えた経営を行う農家・法人への対応、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うきのこ原木増産対策の掛増し経費への支援、少花粉苗木の生産促進等の花粉症対策強化の必要性、沖縄の漁業関係者の意向を反映しているとは言い難い日台漁業取決めについての所見、与那国島付近で暫定執法線を越えて日本側に入り込む台湾漁船の取締り強化の必要性、漁業用燃油価格の異常高騰対策についての所見等について質疑を行った。

5月21日、農林水産に関する調査を議題とし、TPP交渉参加に係る自由民主党の政権公約についての所見、食料生産を市場原理のみで取り扱うことの是非、規模拡大によるコスト減少の限界を踏まえて農業所得を増大させる方法、食品安全行政の一元化に対する見解、農林漁業

成長産業化ファンド設立状況の評価、人・農地プランの進捗状況の評価及び今後の推進策、ゼニガタアザラシの試験捕獲及び個体数調整を見送ることとした根拠、中国漁船による虎網の使用実態、日中暫

定措置水域での日本の上限漁獲量増加に関する交渉方針、福岡高裁判決に基づく諫早湾干拓潮受堤防排水門の5年間の開門調査終了後の取扱い等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

- 平成25年1月24日(木)(第182回国会閉会後第1回)
  - 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
  - 畜産物等の価格安定等に関する件について林農林水産大臣、加治屋農林水産副大臣、小渕財務副大臣、稻津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕  
小川勝也君(民主)、徳永エリ君(民主)、長谷川岳君(自民)、横山信一君(公明)、山田太郎君(みん)、平山幸司君(生活)、紙智子君(共産)
  - 畜産物価格等に関する決議を行った。

---

### ○平成25年3月19日(火)(第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成25年度の農林水産行政の基本施策に関する件について林農林水産大臣から所信を聴いた。

### ○平成25年3月21日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成25年度の農林水産行政の基本施策に関する件について林農林水産大臣、加治屋農林水産副大臣、西村内閣府副大臣、小渕財務副大臣、稻津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

#### 〔質疑者〕

松浦大悟君(民主)、徳永エリ君(民主)、野村哲郎君(自民)、横山信一君(公明)、山田太郎君(みん)、平山幸司君(生活)、紙智子君(共産)、舟山康江君(み風)

- 平成25年3月26日(火)(第3回)
  - 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
  - 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
  - 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について林農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、加治屋農林水産副大臣、松山外務副大臣、赤羽経済産業副大臣、稻津農林水産大臣政務官、山際内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

#### 〔質疑者〕

金子恵美君(民主)、横山信一君(公明)、山田太郎君(みん)、平山幸司君(生活)、紙智子君(共産)、舟山康江君(み風)  
(閣法第11号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産、み風

反対会派 なし

### ○平成25年4月18日(木)(第4回)

- 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する決議を行った。
- 外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案(閣法第15号)(衆議院送付)について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

### ○平成25年4月25日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案(閣法第15号)(衆議院送付)について林農林水産大臣、松山外務副大臣、山口財務副大臣、西村内閣府副大臣、加治屋農林水産副大臣、稻津農林

水産大臣政務官、北村総務大臣政務官、若林外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

一川保夫君（民主）、山田太郎君（みん）、平山幸司君（生活）、紙智子君（共産）、亀井亜紀子君（み風）、福岡資麿君（自民）、横山信一君（公明）  
(閣法第15号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産、み風

反対会派 なし

○平成25年5月9日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 平成二十五年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十五年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十五年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（農林水産省所管）について林農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、田中環境副大臣、加治屋農林水産副大臣、谷川文部科学副大臣、稻津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本司君（民主）、長谷川岳君（自民）、横山信一君（公明）、山田太郎君（みん）、平山幸司君（生活）、紙智子君（共産）、舟山康江君（み風）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成25年5月21日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件、飢餓と飽食への取組に関する件、攻めの農林水産業に関する件、食品安全行政の一元化に関する件、農林漁業成長産業化ファンドに関する件、人・農地プランの進捗に関する件、ゼニガタアザラシによる漁業被害対策に関する件、中国漁船による虎網使用に関する件等について林農林水産大臣、加治屋農林水産副大臣、田中環境副大臣、伊達内閣府副大臣、稻津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

郡司彰君（民主）、福岡資麿君（自民）、横山信一君（公明）、山田太郎君（みん）、平山幸司君（生活）、紙智子君（共産）、舟山康江君（み風）

- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年5月23日(木) (第8回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、加治屋農林水産副大臣、稻津農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

一川保夫君（民主）、野村哲郎君（自民）、横山信一君（公明）、山田太郎君（みん）、はたともこ君（生活）、紙智子君（共産）、平山誠君（み風）

(閣法第21号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、生活、共産、み風

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成25年6月11日(火) (第9回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成25年6月13日(木) (第10回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求ることを決定した。
- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、加治屋農林水産副大臣、齋藤環境大臣政務官、稻津農林水産大臣政務官、とかしき厚生労働

大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行つた後、可決した。

[質疑者]

徳永エリ君（民主）、長谷川岳君（自民）、  
横山信一君（公明）、山田太郎君（みん）、  
平山幸司君（生活）、紙智子君（共産）、舟

山康江君（み風）

(閣法第31号)

賛成会派 民主、自民、公明、生活、共産、  
み風

反対会派 みん

### （3）委員会決議

#### —畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農経営は、配合飼料価格の高騰、畜産物の消費と価格の低迷、東京電力株式会社の原発事故に伴う風評被害など、これまでにない厳しい環境下にある。特に、配合飼料については、為替相場の円安傾向を背景に今後更なる価格の上昇が懸念されており、畜産・酪農経営の将来展望を一層困難なものとしている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成25年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 加工原料乳生産者補給金単価については、生産者の努力が報われ、意欲を持って営農に取り組めるよう、飼料価格の高騰等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。加工原料乳限度数量については、生乳の安定供給を確保するとともに、生産意欲の増大を図るため、適切に決定すること。

また、後継者の確保、酪農ヘルパーへの支援など生産基盤の強化を図るとともに、国産チーズの生産を拡大するための対策を講ずること。

二 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

三 畜産・酪農の経営安定対策については、畜種別・地域別・経営体ごとの特性に対応し、十分な所得を確保できる実効ある制度として確立するため、その見直しについて検討を進めること。

四 配合飼料価格安定制度については、今後とも畜産・酪農経営の安定に寄与するよう補填財源の確保など十全の措置を講ずるとともに、配合飼料価格が高止まりする中、農家負担の軽減を図る観点から、制度の見直しについて検討を行うこと。

五 飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、飼料用米・稻発酵粗飼料・稻わら・エコフィードの利用拡大、水田・耕作放棄地への放牧等の耕畜連携を強力に推進するとともに、草地更新や品種改善など国産飼料の生産基盤対策を充実・強化すること。

六 原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稻わら、牧草及び堆肥の処理を迅速に進めること。

また、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むとともに、東京電力による損害賠償が迅速かつ適切に行われるよう措置すること。

七 地産地消や食育の取組を進め、国産畜産物の消費拡大を推進するとともに、諸外国に向けた国産畜産物の信頼回復等輸出促進対策を強化すること。

八　B S Eに係る輸入牛肉の規制緩和に当たっては、科学的知見に基づいた検証を十分に行い、消費者の理解を得られるよう努めること。

九　E P A交渉及びT P P交渉参加に向けた関係国との協議に当たっては、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、平成18年12月の本委員会の「日豪E P Aの交渉開始に関する決議」及び平成23年12月の本委員会の「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議」を十分に踏まえて臨むこと。

右決議する。

### —環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に関する決議—

本年3月15日、安倍内閣総理大臣はT P P協定交渉への参加を表明し、4月12日、T P P協定交渉参加に向けた日米協議に合意した。

そもそも、T P Pは原則として関税を全て撤廃することとされており、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くとともに、景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがある。また、T P Pにより食の安全・安心が脅かされるなど国民生活にも大きな影響を与えることが懸念される。

これまで本委員会では、平成18年12月に「日豪E P Aの交渉開始に関する決議」を、平成23年12月に「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議」をそれぞれ行い、二国間・複数国間の経済連携協定が、我が国の農林水産業や国民生活に悪影響を与えることがないよう、政府に十分な対応を求めてきたところである。

こうした中、本年2月に行われた日米首脳会談における共同声明では、「日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティビティが存在することを認識」したとしており、政府は、この日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提ではない」旨確認したとして、T P P協定交渉への参加を決断した。

しかしながら、我が国には一定の農産品以外にも、守り抜くべき国益が存在し、この確認がどのように確保していくのかについても、その具体的な内容はいまだ明らかにされていない。そのため、各界各層の懸念はいまだに払拭されておらず、特に、交渉参加について農林水産業関係者をはじめ、幅広い国民の合意が形成されている状況ではない。

よって、政府は、これらを踏まえ、T P P協定交渉参加に当たり、次の事項の実現を図るよう重ねて強く求めるものである。

一　米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。

二　残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、B S Eに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。

三　国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。

四　漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されること。

- 五 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなＩＳＤ条項には合意しないこと。
- 六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとすること。
- 七 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
- 八 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趣いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

右決議する。